

小田原税務署からのお知らせ

# 確定申告は正しくお早めに

申告期限および納期限

- 所得税および復興特別所得税・贈与税 **3月15日(月)**まで
- 個人事業者の消費税および地方消費税 **3月31日(水)**まで

## 確定申告が必要な方とは

- 給与所得者で、給与の年収が2千万円を超える方
- 給与所得者で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与所得者で、2か所以上から給与を受けている方
- 令和2年中の各種所得(事業・不動産・譲渡など)の合計額が、所得税の各種控除額(基礎控除、扶養控除など)の合計を超える方
- 令和2年の中途で退職して、年末調整を受けていない方 など

## 所得税確定申告参考資料の送付

- ・ 国民健康保険税
- ・ 後期高齢者医療保険料
- ・ 介護保険料

令和2年中に納付いただいた国民健康保険税と後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付額を記載したはがきを、1月下旬に納付義務者に郵送しますので、所得税確定申告、町民税の申告にご利用ください。

このはがきには、特別徴収分(年金天引き分)は含まれていません。特別徴収分(年金天引き分)については、各年金・共済保険者から送られる源泉徴収票に記載されます。

**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について**

町民課 国保年金係 ☎(83) 1225

介護保険料について

福祉課 高齢介護係 ☎(83) 1226

## 年金所得者の確定申告 手続不要制度による注意点

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金など以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、医療費控除などによる所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合などは確定申告が必要です。また、確定申告が必要ない場合であっても、住民税(町民税)の申告は必要ですので、ご注意ください。

## 小田原税務署の確定申告書作成会場開設期間

所得税および復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書作成会場を、小田原税務署において開設します。なお、受付は早めに締め切ることがあります。

**2月16日(火)～3月15日(月)**  
**受付** 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)  
**相談** 午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く。2月21日(日)と2月28日(日)は開設)

## 休日などに申告書を提出する場合

① 小田原税務署正面脇の「時間外文書取受箱」に投かんしてください。  
 ② 申告書は、郵送で税務署へ提出することもできます。控えが必要の方は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。  
 宛先 〒250-8511 小田原税務署(小田原市荻窪440)

## 町役場税務課でも申告書を受け付けます

場所	受付日
役場1階 会議室 (受付時間 午前9時～11時、午後1時～4時)	2月16日(火)～3月10日(水) ※土・日、祝日を除く
寄地区各会場 (受付時間 各会場とも 午前9時～11時30分、午後1時～4時)	
田地域集会所	2月9日(火) 午前
弥勒寺多目的集会所	2月9日(火) 午後
宇津茂地域集会所	2月10日(水) 午前、午後
虫沢地域集会所	2月12日(金) 午前
萱沼地域集会所	2月12日(金) 午後

申告用紙は、1月26日(火)から税務課窓口で配布します。事前に添付書類(医療費控除の明細書など)の整理や計算を行ってからお越しください。なお、譲渡所得など、申告相談が行えないものもあります。

## 申告書にはマイナンバーの記載が毎年必要です!



所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバー(個人番号)の記載が必要です。申告書を作成する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示が必要です。

- 本人確認に使用する書類(例)
- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ【番号確認および身元確認書類】
  - ② 通知カードなど【番号確認書類】
  - ③ 運転免許証【身元確認書類】

## 電子申告の手続きが便利になりました!

電子申告(e-Tax)の新たな利用手続きとして、ID(利用者識別番号)とパスワードを取得することで、スマートフォンやパソコンなどから確定申告書を提出できます。IDなどの取得については、本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署で申請してください。

小田原税務署 ☎(35) 4511

## NEWS

### 医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

平成29年分以降の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書(国税庁公式サイトからダウンロードできます)」の添付が必要です(領収書の提出は不要となり、自宅で5年間保存する必要があります)。令和2年分申告においては、医療費の領収書の添付や提示により控除を受けることはできません。

### 制度改正に関連する事項

税務署などの申告書作成会場のパソコンでは、青色申告決算書のデータをe-Taxで送信することができないため、令和2年分所得税申告の65万円の青色申告特別控除は適用できません(電子帳簿保存により適用を受ける方を除きます)。

## 確定申告無料相談会

税理士による無料申告相談

2月5日(金)

松田町民文化センター 展示ホール 午前9時30分～正午、午後1時～4時

※受付時間は、午後3時までとなります。また、相談可能人数に達した場合、受付を締め切ります  
 ※譲渡所得など、申告相談が行えないものもあります

申告書を作成して提出できます。

## 青色申告会にて

### 確定申告指導会場を開設します

2月1日(月)～3月15日(月) (土曜日、祝日を除く)

場所: 青色会館3階 (小田原市本町2-3-24)

来場申し込み: 午前9時申し込み～午後4時申し込み

来場日時の事前申し込み制を導入します。

詳しくは <https://www.airo-odawara.com/>

